

令和5年度地域循環共生圏形成に資する広域連携プラットフォーム運営支援等業務委託 企画提案説明書

- ・この説明書は、企画提案書作成用である。
- ・企画提案審査後、契約予定者と本書及び提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様書を決定した上で委託契約を締結する。

1 適用範囲

本説明書は、静岡県政策推進局総合政策課が発注する「令和5年度地域循環共生圏形成に資する広域連携プラットフォーム運営支援等業務委託(以下「本業務」という。)」に適用する。

2 業務目的

本県では、コロナ禍により一変した社会経済や地球規模の気候変動危機等の大きな変化に迅速かつ的確に対応するため、脱炭素社会の実現とSDGsの達成を目指す地域循環共生圏の形成に取り組んでいる。地域循環共生圏は環境と社会経済が両立した持続可能な地域づくりを推進するものであり、県内全市町が形成する地域循環共生圏が多層的に存在することで、特色ある県内4つの地域(伊豆地域、東部地域、中部地域、西部地域)を形成することを目指している。令和4年度より、認定市町に対して財政面・金融面等を重点支援する「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」認定制度を創設し、既に2圏域(計7市町)が認定されたところである。

本業務は、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏の令和6年度認定に向けて、主に未認定市町による独創的かつ効率的な圏域形成を促進するため、形成プロセスの初期段階において、広域連携による形成を目指すユニットの設定や、市町が意見交換を行う場(機会)である広域連携プラットフォームの運営を行い、今後の取組推進体制(推進協議会)の構築を見据えた「ユニット形成方針」の策定を行うものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年2月22日(木)まで

4 業務内容

(1) 広域連携による圏域形成を検討するユニットの設定

あらかじめ県が実施した各市町の地域課題抽出アンケート調査結果をもとに、県内4つの地域(伊豆、東部、中部、西部)内において、地域課題の共通性や地域特性等を踏まえ、それらの課題解決や取組について広域連携による地域循環共生圏の形成が見込まれる範囲(以下、「ユニット」)を設定する。また、このうち優先的に圏域形成を進めるユニット(以下、「優先ユニット」)において、対象市町が共通する地域課題等を整理した連携テーマを作成する。

ア ユニットの編成

主に未認定全市町を対象とした複数のユニットを編成すること。このとき、特徴的な圏域形成が想定される場合は、単独市町も可とする。また、テーマ性に応じた重層的な圏域が想定される場合は、既認定市町を踏まえた編成を検討すること。なお、1ユニットは2～3市町程度を標準とする。

イ 優先ユニット内市町との調整

県との協議により、上記ユニットから優先ユニット（3ユニットを想定）を選定し、優先ユニット内市町とのヒアリング等を行い、アンケート調査により抽出された地域課題を深掘りする。なお、優先ユニットは、県内4つの地域の計画的な形成を踏まえ選定すること。

ウ 連携テーマの作成

各優先ユニットにおいて、共通する地域課題や広域連携による取組推進の効果等を整理した連携テーマを作成する。

【参考】

— 地域循環共生圏形成に係る地域課題抽出アンケート調査 —

地域循環共生圏形成の検討に先立ち、市町が有する「地域課題」を整理・収集

（調査期間） 令和5年2月24日～3月29日

（調査対象） 県内全市町（テーマ性に応じた重層的な圏域形成を想定し、既認定市町も対象）

（調査内容） 市町が選ぶ優先的に解決すべき地域課題について以下の項目を調査

- ・地域課題の影響範囲、対象者
- ・既に取り組んでいる対策とその問題点
- ・解決に対して民間企業ノウハウの活用等を検討したい点
- ・解決策検討上の留意点 等

（2）ユニット別広域連携プラットフォームの運営

各優先ユニットにおいて、以下の支援を行う。

ア 広域連携プラットフォームの開催・進行

上記で作成した連携テーマをたたき台としながら、対象市町が地域課題や圏域形成に関する意見交換を行う場として、広域連携プラットフォームを開催すること。なお、次の点は受託者が行うこと。

- ・使用する資料のとりまとめ、印刷・配布、市町との事前調整等
- ・会場の借上、設営及び会の進行（借上費含む）
- ・（必要に応じて）有識者等の派遣に係る庶務（報償費、旅費含む）

イ 地域課題に即した話題提供

広域連携プラットフォームでの議論を深める方策として、他県等で実施されている施策事例や民間企業の技術・方策等を提供する。なお、提案内容は事前に県と協議し決定することとする。

（3）ユニット形成方針の策定

各優先ユニットにおける今後の取組推進体制（推進協議会）の構築を見据え、上記プラットフォームでの議論結果を踏まえた「ユニット形成方針」を策定する。なお、方針内容は以下の点を参考にとりまとめること。

- ・ユニットの目指す姿と地域課題解決の方向性
- ・想定される解決施策のイメージと効果

・官民連携に繋がる民間企業ノウハウの提案

5 参考資料

- “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 全体構想・第3期基本計画
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/index.html>
- ふじのくにフロンティア地域循環共生圏第1次認定
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/1002277/1049455.html>

6 成果品

- (1) 成果品
業務委託報告書（冊子（A4判）2部、電子媒体（CD-R）2部）
- (2) 納入場所
静岡県政策推進局総合政策課（静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階）

7 業務実施に当たっての条件

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、業務実施前に県に対して書面にて再委託の内容と理由、再委託先、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に関する権利は、本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を本県の許可なく他に漏らし、自己の利益のために利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに、県との連絡を密にして行うこと。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡・調整を行うこと。
- (3) 本要領に定めのない事項については、県と受託者において協議し決定すること。